

意見書案 (令和2年11月定例議会)

No.	件名	提出党派	頁
1	日本学術会議6人の会員任命拒否について説明し任命することを求める意見書(案)	日本共産党	1
2	政府に対して核兵器禁止条約に参加、調印、批准を求める意見書(案)	日本共産党	2
3	ジェンダー平等の実現に向け女性差別撤廃条約の選択議定書批准を求める意見書(案)	日本共産党	3
4	性犯罪に関する刑法改正の実現を求める意見書(案)	日本共産党	4
5	外郭環状道路の工事中止と「計画」の中止を求める意見書(案)	日本共産党	5
6	外郭環状道路の工事中止と「計画」の中止を求める意見書(案)	日本共産党	6
7	住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書(案)	公明党	7
8	不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書(案)	公明党	9
9	犯罪被害者支援の充実を求める意見書(案)	公明党	10
10	刑法の性犯罪規定の見直しに関する意見書(案)	公明党	11
11	福島第一原子力発電所の放射性汚染水の海洋放出計画の撤回を求める意見書(案)	市民の広場	12
12	妊娠を他者に知られたくない女性と子どもを保護するための法整備を求める意見書(案)	市民の広場	13
13	性犯罪に関する刑法のさらなる改正を求める意見書(案)	市民の広場	14
14	日本の性犯罪に関する刑法の再改正を国に求める意見書(案)	創	15
15	核兵器禁止条約を批准するよう国に求める意見書(案)	創	16
16	同性カップルについての国勢調査を求める意見書(案)	創	17

日本学術会議 6 人の会員任命拒否について説明し 任命することを求める意見書(案)

日本学術会議の人事への菅義偉首相の介入が大問題になっています。日本の科学者を内外に代表する機関である日本学術会議が、新会員候補として 105 人を推薦したのに対して、その任期開始直前に首相が 6 人の任命を拒否しました。同会議の歴史で一度もなかったことです。日本学術会議は 10 月 2 日の総会で 6 人を任命するよう政府に求める要望書を採択しました。首相は 6 人の任命拒否について「総合的、俯瞰的な活動を確保する観点」と繰り返し「これに尽きる」と強調しました。どんな思惑で 6 人を任命しなかったのか。経過を明らかにすることが、首相の責任です。

任命を拒否された 6 人は、安倍政権が強行した安法制や共謀罪、辺野古新基地建設などに反対を表明してきた学者です。その学問的見識からの意見を理由に任命しないのだとするならば、憲法 23 条が保障する「学問の自由」を侵害するものです。憲法 23 条は、滝川事件や天皇機関説をはじめ、戦前の天皇制政府が大学の人事に介入したり、意に添わない見解をもつ学者を追放したりしてきたことへの痛苦の反省から生まれました。今回の暴挙は、そうした歴史を彷彿とさせる極めて深刻な問題です。加藤官房長官は、推薦候補の任命拒否について「会員の人事権を通じて一定の監督権を行使するのは法律上可能だ」と正当化しました。これはまったくの誤りです。日本学術会議は、「科学の向上発達をはかり、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させる」という目的を持つため「独立して職務を行う」（日本学術会議法 3 条）とされる「国の特別機関」です。

日本学術会議の会員は「推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」（同法 7 条）とされているのもこの独立性を保障するためです。この条項は、会員を科学者による選挙制から各学会の推薦制に変更した 1983 年の法改正で盛り込まれたものです。それまでは「総理による任命」自体ありませんでした。この法改正を審議した国会では、政府は「形だけの推薦制であって、学会の方から推薦をいただいた者は拒否しない」と答弁しています。（1983 年 11 月 24 日参議院文教委員会）また、「政府が行うのは形式的任命にすぎません。（同年の参議院文教委員会での中曽根康弘首相）」という答弁などで明確に示されています。これまでの政府の見解にてらしても、今回の任命拒否が違法行為であることは明白です。任命拒否の撤回を求めるネット署名は 10 万人を突破し、670 学会が声を上げています。

菅政権は任命拒否について理由と経緯を説明し、違憲、違法の人事介入を撤回し、6 人を任命すべきです。

よって、文京区議会は、政府および国会に対して地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

文部科学大臣 宛て

衆議院議長

参議院議長

政府に対して核兵器禁止条約に参加、調印、批准を求める意見書（案）

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから 72 年を経た 2017 年 7 月 7 日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。核兵器はいまや、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

2017 年 9 月 20 日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれています。条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の 84 か国に広がり、批准国は 2020 年 10 月 24 日、国連軍縮週間の初日に 50 か国となりました。これにより、同条約は 2021 年 1 月 22 日に発効します。

アメリカの「核の傘」に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けています。こうした態度をただちに改め、「唯一の戦争被爆国」として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

外務大臣

衆議院議長

参議院議長

宛て

ジェンダー平等の実現に向け 女性差別撤廃条約の選択議定書批准を求める意見書(案)

日本政府は国連の女性差別撤廃条約を批准して、今年で35年が経過しました。ところが、世界経済フォーラムが発表した2019年のグローバル・ジェンダー・ギャップ指数2019で日本は153か国中110位から121位にさらに順位を下げ世界の流れから大きく取り残されています。

背景には、条約の実効性を強化するための選択議定書が批准されず、個人通報制度の導入も先送りにされ続けていることが挙げられます。個人通報制度は、女性差別撤廃条約が規定する権利を侵害された締約国の個人が、一定の要件を満たせば、条約の履行を監視する委員会に締約国の条約違反を通報でき、性別による不平等をなくすための効力の強化が期待できる制度です。

国会では早期批准を求める請願が2001年から16年間に20回も採択され、政府も「条約の実施の効果的な担保をはかる趣旨から注目すべき制度」だとし、「早期締結への課題を早期に解決する」との認識を示しています。

一方で、昨年11月の第5次男女共同参画基本計画策定専門調査会に対し外務省が配布した資料には、第4次計画に明記されていた選択議定書の「早期締結」の文言から「早期」を「削除すべき」と記載するといった事態も起きています。

こうした動きに対しては、ジェンダー平等を実現し全ての人の人権が尊重される社会をつくる立場から多くの意見が寄せられ、政府は改めて「早期」の文言を維持すべきとの見解を示し、今日に至っています。

よって、文京区議会は政府及び国会に対して、女性差別撤廃条約の選択議定書について直ちに批准することを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

男女共同参画担当大臣 宛て

衆議院議長

参議院議長

性犯罪に関する刑法改正の実現を求める意見書(案)

レイプ事件無罪判決に異議を申し立てた「フラワーデモ」の広がりや、大学では、「ストップ、キャンパス性暴力」をかかげ、学内就活での性暴力防止と「性的同意」を学び合う学生たちの運動が着実に進んでいます。

2017年に110年ぶりに刑法性犯罪規定が改正されましたが、その内容は、国際水準からは程遠く多くの被害は偏在化し、加害者は野放しにされています。

性暴力被害者は未成年者や若い女性であることが多く、同時に被害者がその被害の性質上「自分さえ我慢すれば」などと、どこにも誰にも相談できず、警察にも病院にも、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにもつながることができずにいます。また、勇気を出して警察に被害届けを出しても7割のケースが不起訴になり、裁判でもたとえ同意がなく抵抗できなかったことが事実認定されても、無罪判決が出される現実があります。刑法をはじめとする法規、施策が性暴力被害者の実態に即したものとなるよう、一刻も早い改善が求められています。

よって文京区議会は、2017年の刑法改正時に積み残された下記の課題について、政府に見直しを求めるものです。

記

- 1 強制性交等罪などの「暴行・脅迫要件」の撤廃
- 2 性交同意年齢を「16歳未満」に引き上げること
- 3 強制性交等罪の公訴時効の撤廃又は停止
- 4 地位関係性を利用した性犯罪規定の創設を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

法務大臣 宛て

厚生労働大臣

外郭環状道路の工事中止と「計画」の中止を求める意見書（案）

10月18日、東京都調布市の住宅街で道路が長さ5メートル、深さ5メートルにわたって陥没しました。さらに11月4日、陥没現場近くで新たな空洞が見つかりました。現場は関越自動車道と東名高速道路を結ぶ東京外かく環状道路（外環道）の練馬―世田谷間（約16キロメートル）の建設工事ルート上にあります。直径約16メートルの掘削機（シールドマシン）が地下40メートルで、トンネル工事を進めており、陥没現場付近を9月14日に通過しました。騒音や振動に加え、壁の落下などの被害は掘削機が移動した線に沿って起きているのです。「振動音が1日中続いた」「ガラス戸が揺れた」「壁が落下、塀に亀裂、外床が隆起した」「揺れと振動とで家にいられなかった」「地面がひび割れていた」これらの被害は陥没現場周辺でも起きていました。

外環道工事は2001年に施行された「大深度法」による認可に基づいています。同法は首都圏と中部圏、関西圏での公共工事に限り、地下40メートルより深い場所であれば、地権者に無断で掘ってもよいとする法律で、安全・環境対策が確立していない、住民の意見反映の保障がないなどの問題がありました。

大深度地下方式で住宅街の真下を掘るのは初めてのやり方であり、少しでも異変があれば工事を止めるのが当然ですが、NEXCO 東日本は工事に関する情報は非開示だとし説明もほとんど行わず、地上には影響ないとしてきました。

事故が外環道トンネル工事に起因するものであれば、工事の影響が地上部に及ばないことを前提とした大深度法自体が成り立たなくなり、外環道工事全体の正当性が問われることとなります。

よって文京区議会は政府に対して、以下要請します。

記

- 1 事故の影響を受ける全ての住民に国が生活を保障し、NEXCO 東日本に補償を求めること
- 2 NEXCO 東日本に対し、工事の影響についての因果関係の徹底した調査を行うよう求めること
- 3 事故の検証過程や結果を公開すること
- 4 工事中止とともに、外環道計画を即刻中止すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣 宛て
国土交通大臣

外郭環状道路の工事中止と「計画」の中止を求める意見書（案）

10月18日、東京都調布市の住宅街で道路が長さ5メートル、深さ5メートルにわたって陥没しました。さらに11月4日、陥没現場近くで新たな空洞が見つかりました。現場は関越自動車道と東名高速道路を結ぶ東京外かく環状道路（外環道）の練馬―世田谷間（約16キロメートル）の建設工事ルート上にあります。直径約16メートルの掘削機（シールドマシン）が地下40メートルで、トンネル工事を進めており、陥没現場付近を9月14日に通過しました。騒音や振動に加え、壁の落下などの被害は掘削機が移動した線に沿って起きているのです。「振動音が1日中続いた」「ガラス戸が揺れた」「壁が落下、塀に亀裂、外床が隆起した」「揺れと振動とで家にいられなかった」「地面がひび割れていた」これらの被害は陥没現場周辺でも起きていました。

外環道工事は2001年に施行された「大深度法」による認可に基づいています。同法は首都圏と中部圏、関西圏での公共工事に限り、地下40メートルより深い場所であれば、地権者に無断で掘ってもよいとする法律で、安全・環境対策が確立していない、住民の意見反映の保障がないなどの問題がありました。

大深度地下方式で住宅街の真下を掘るのは初めてのやり方であり、少しでも異変があれば工事を止めるのが当然ですが、NEXCO東日本は工事に関する情報は非開示だとし説明もほとんど行わず、地上には影響ないとしてきました。

事故が外環道トンネル工事に起因するものであれば、工事の影響が地上部に及ばないことを前提とした大深度法自体が成り立たなくなり、外環道工事全体の正当性が問われることとなります。

よって文京区議会は東京都と都議会に対して、以下要請します。

記

- 1 事故の影響を受ける全ての住民に都が生活を保障し、NEXCO東日本に補償を求めること
- 2 NEXCO東日本に対し、工事の影響についての因果関係の徹底した調査を行うよう求めること
- 3 事故の検証過程や結果を公開すること
- 4 工事中止とともに、外環道計画を即刻中止すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

東京都知事

東京都議会

宛て

住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書（案）

我が国においては空き家等が増える一方、高齢者、障がい者、低所得者、ひとり親家庭、外国人、刑務所出所者等住居確保要配慮者は増え、頻発する災害による被災者への対応も急務となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、家賃の支払に悩む人が急増し、生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金の支給決定件数は、今年4月から9月までの半年間で10万件を超え、昨年度1年間のおよそ26倍に上っています。

住まいは生活の重要な基盤であるとともに、全世代型社会保障の基盤であり、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化は喫緊の課題となっています。

よって、文京区議会は、国において、下記の事項を速やかに実施するよう、強く要望します。

記

1. 住居確保給付金の利用者の状況等実態調査を踏まえ、住居確保給付金の支給期間（最長9か月）の延長、収入要件の公営住宅入居収入水準への引き上げ、支給上限額を近傍同種の住宅の家賃水準への引き上げなど、より使いやすい制度へ見直すこと。
2. 住居確保給付金の受給者や低所得のひとり親家庭など住まいの確保に困難を抱えている人が住んでいる家をそのままセーフティネット住宅として登録し、転居することなく、公営住宅並みの家賃で住み続けることができるよう、公募原則の適用を外すととともに、住宅セーフティネット制度の家賃低廉化制度を大幅に拡充すること。
3. 空き家などの改修・登録に取り組む不動産事業者と貸主へのインセンティブ強化や新型コロナウイルス感染症拡大防止等を推進するため、住宅セーフティネット制度の改修費補助及び登録促進に係る取組への支援を拡充すること。
4. 住宅セーフティネット制度の家賃債務保証料の低廉化制度を拡充し、残置物処分費用や原状回復費用に係る貸主の負担軽減を図ること。
5. 居住支援法人活動支援事業において、入居件数や住宅の類型別の単価に加え、特に支援に困難を伴う障がい者や刑務所出所者等への支援を手厚く評価し、加算する制度を設けること。
6. 令和2年度第二次補正予算において創設した、生活困窮者及び生活保護受給者に対して、相談受付・住まい確保のための支援・住まい確保後の定着支援など相談者の状況に応じた一貫した支援を可能とする事業を来年度以降も継続的かつ全国で実施できるよう、恒久化し、取組自治体の増加を図ること。
7. 刑務所を出所した後の帰住先の調整がなかなかつかない高齢者や障がい者等に対し、保護観察所や更生保護施設等が、受刑中から支援を実施し、居住支援法人等と連携しながら適切な帰住先を確保するとともに、出所後も切れ目のない、息の長い見守り支援を訪問型で行う事業を創設すること。また、自立準備ホームの登録増を推進すること。
8. 住生活基本法や住宅セーフティネット法等住宅施策全般において、国土交通省と厚生労働省、都道府県・市区町村の役割・責務を明確化するとともに、法律を共管とするなど抜本的な連携強化

を図ること。また、支援ニーズの把握・見える化・共有を推進し、市区町村における居住支援協議会設置や住生活基本計画の策定促進等、地方自治体における住宅行政と福祉行政のより一層の連携強化を図ること。

9. 令和3年度から改正社会福祉法に基づきスタートする重層的支援体制整備事業において、必要な予算を確保して居住支援などの参加支援の充実を図る等、市町村の包括的支援体制の構築を進め、必要な支援の提供を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
財務大臣
法務大臣
厚生労働大臣 宛て
国土交通大臣
衆議院議長
参議院議長

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書（案）

日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは5万6979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かりました。これは実に16人に1人が体外受精で生まれたこととなります。また晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4893件と過去最高となりました。

国においては2004年度から、年1回10万円を限度に助成を行う「特定不妊治療助成事業」が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきています。また、不妊治療への保険適用もなされてきたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られています。保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多くなっています。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めていますが、保険適用の拡大および所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題です。

そこで、文京区議会は、政府におかれては、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことが出来るよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求めます。

記

- 1 不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないように十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない「人工授精」をはじめ、特定不妊治療である「体外受精」や「顕微授精」さらには「男性に対する治療」についてもその対象として検討すること。
- 2 不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。
- 3 不妊治療と仕事の両立できる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。
- 4 不育症への保険適用や、事実婚への不妊治療の保険適用、助成についても検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
厚生労働大臣 宛て

犯罪被害者支援の充実を求める意見書(案)

2004年に犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者は「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利」の主体であることが宣言され、犯罪被害者支援施策は一定の前進を果たしました。しかしながら、犯罪被害者の多種多様なニーズに応えられるだけの整備は、未だ十分になされているとは言い難い状況です。例えば、被害直後から公費によって弁護士の支援を受ける制度や、国による損害の補償制度といった、財政支援を必要とする施策は未だに実現されていません。また、犯罪被害者支援条例の制定や、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設立といった施策も、地域によって大きな格差を残しています。犯罪被害者の権利に対応して、国は、たゆまず支援施策の充実を進めていく責務を負っており、文京区議会は、国においては、犯罪被害者支援の充実を図るため下記の事項を実施するよう強く要望します。

記

- 1 犯罪被害者が民事訴訟等を通じて迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるよう、損害回復の実効性を確保するための必要な措置を講じること。
- 2 (犯罪被害者等補償法を制定して) 犯罪被害者に対する経済的支援を充実させるとともに、手続的な負担を軽減する施策を講じること。
- 3 犯罪被害者の誰もが、事件発生直後から弁護士による法的支援を受けられるよう、公費による被害者支援弁護士制度を創設すること。
- 4 性犯罪・性暴力被害者のための病院拠点型ワンストップ支援センターを、都道府県に最低1か所は設立し、人的・財政的支援を行うこと。
- 5 地域の状況に応じた犯罪被害者支援施策を実施するため、全ての地方公共団体において、犯罪被害者支援条例が制定できるよう支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

文京区議会議長名

総務大臣
法務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
内閣府長官
国家公安委員会委員長

宛て

刑法の性犯罪規定の見直しに関する意見書（案）

性犯罪は、被害者の人格や尊厳を著しく侵害し、心身に重大な後遺症を残す深刻な犯罪です。その悪質性、重大性に対して、これまでの刑法の規定では不十分であるという声の高まりを受け、平成 29 年 6 月に刑法が一部改正され、強姦罪を強制性交等罪に名称変更、懲役の下限を 3 年から 5 年に引き上げ、これまで親告罪であったものが非親告罪となるなどの大きな改正が行われました。ただし、いくつかの課題の積み残しがあったため、改正の目的を実現するために政府及び最高裁判所に格段の配慮を求める附帯決議が衆参両院で採択され、附則においても「施行後 3 年を目途として」施策の在り方を検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずることとされました。

現在、法務省では実態調査ワーキンググループによる取りまとめ報告書が出され、改正を議論する検討会が行われようとしています。刑法を性被害の実態に即したものに改正し、関連法整備や性被害者支援施策の強化を早急に行うことが必要であると考えます。

よって文京区議会は、国会及び政府に対し、性被害の実態に即した制度実現のため、性犯罪に関する刑法改正の議論において、下記の見直しを行うよう要望します。

記

1 平成 29 年の法改正時に積み残しとなった、脅迫や不利益を示唆しての強要などによる不同意の性交に関する規定の創設、地位関係性を利用した性犯罪の規定の創設、性交同意年齢の引き上げ、公訴時効の撤廃や停止、などの課題について再検討を行い、性被害当事者の実態に即した法改正に取り組むこと

2 司法面接などを含めた被害者への配慮のための多機関連携等の取り組みをさらに推進すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 2 年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官
国家公安委員会委員長
衆議院議長
参議院議長

宛て

福島第一原子力発電所の放射性汚染水の海洋放出計画の 撤回を求める意見書（案）

政府は、東京電力福島第一原子力発電所で増え続ける処理水の問題で、政府は海洋放出の方針を明確にしました。福島第一原子力発電所事故は、未だ収束の見通しが全く立っていません。

福島第一原子力発電所では、1号機から4号機までの建屋に地下水が流れ込み、もともとたまっている高濃度の汚染水と混ざり、毎日およそ350トンずつ汚染水が増え続けています。東京電力は、汚染水をポンプでくみ上げてタンクで保管し、処理設備を通ったものも含めると、すでにタンクで保管している量は60万トンに達し、処理水を保管する原発敷地内のタンク容量が、2022年夏に限界に達するとしています。それを受けて政府は海洋放出の決定を急ぐ姿勢です。

東京電力は多核種除去設備（ALPS）を使って汚染水から放射性物質を取り除く処理をしていますが、水に似た性質があるトリチウムは除去することができないのが現状です。処理水には放射性物質トリチウムが含まれ、環境や人体に与える影響を巡る検証は十分ではなく、復興に取り組む地場産業に及ぶ風評被害にも懸念されます。

地元の漁業関係者を中心に反対の声が上っています。福島県の漁業は、震災翌年の2012年から試験操業が行われていて、沿岸漁業について、2021年4月の本格再開を目指すことを決めたばかりです。漁業関係者からは、「どんなに薄めても風評被害はおきる」と、海洋放出に不安を訴えています。こうした状況を踏まえ、放射性物質の除去技術や安全性が確立するまでの間の新たな保管場所の確保などの方策に転換することが急務となっています。

よって、文京区議会は、国会及び政府に対し福島第一原子力発電所の放射性汚染水の海洋放出計画の撤回を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣 宛て
経済産業省大臣
衆議院議長
参議院議長

妊娠を他者に知られたくない女性と子どもを保護するための 法整備を求める意見書（案）

令和2年11月1日、神戸市の女性が港区の区立公園に自分が出産した乳児を遺棄した疑いで逮捕されました。

厚生労働省が令和元年8月に公表した「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」によると、平成29年度に把握した心中以外の虐待死事例は52人でした。そのうち、0歳児の死亡人数は28人で5割以上を占めています。また、この0歳児の死亡人数の事例においては、生後24時間に満たない日齢0日児と、日齢1日以上1カ月未満児を合わせた「月齢0カ月の0歳児」が14人で、0歳児死亡人数の半数にのぼっています。このように、生後間もない乳児が殺人・遺棄される事件は後を絶ちません。

同検証結果等によると、心中以外での虐待死において実母が妊娠期・周産期に抱えていた問題を見ると、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」が64.3%を占めました。そしてその中には、様々な事情を抱え、妊娠を他者に知られたくない女性が含まれる課題が指摘されています。

しかし、現在日本においては妊婦の匿名性を保護し出産できる法整備がされておらず、結果として「月齢0カ月の0歳児」の虐待死の一因となっている可能性が考えられます。

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社による「妊娠を他者に知られたくない女性に対する海外の法・制度に関する調査研究」（厚生労働省平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金交付事業）では、妊娠を他者に知られたくない女性に対する現行の法・制度として、アメリカの乳児避難所法、ドイツの内密出産法、フランスの匿名出産制度の評価と課題がまとめられました。それぞれの国の法・制度の効果について、安全に乳児を引き渡すことが可能になった等の評価もあれば、子どもの出自を知る権利の保護等、制度が結果として新たな需要を惹起しているという課題もみられます。

「予期しない妊娠／計画していない妊娠」の精神的・経済的・社会的負担や責任は、男性よりも女性に重く押し掛かっています。日本において、様々な事情を抱え、妊娠を他者に知られたくない女性が、匿名性を保護されながら安心して出産し、乳児が健やかに成長できる支援体制を整えることが、「月齢0カ月の0歳児」の虐待死を減らす一助になると考えます。

よって、文京区議会は政府及び国会に対し、他国の法・制度の分析をもとに、妊娠を他者に知られたくない女性と乳児を保護するための法整備を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

厚生労働大臣 宛て

衆議院議長

参議院議長

性犯罪に関する刑法のさらなる改正を求める意見書（案）

性犯罪・性暴力の根絶に向けた社会的気運が高まる中、2017年6月、110年ぶりに性犯罪に関する刑法の改正案が国会で可決され、同年7月に施行されました。

その際、「必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」という附帯決議（附則9条）が付け加えられました。この決議に基づいて、法施行後3年にあたる2020年に6月、法務省に「性犯罪に関する刑事法検討会」が設置され、現在も審議が行われています。

2017年の改正では、性犯罪の加害者・被害者の性中立化、これまで親告罪であったものが非親告罪となったことなどいくつかの点で改善が行われ、こうした改正により、改正前より多くの事例が犯罪と認定されるようになったものの、2019年春には性犯罪裁判で相次いで無罪判決がでました。これは日本では無罪となる主要な理由が、「暴行又は脅迫」や「抗拒不能」が犯罪成立の構成要件とされていることにありと指摘されています。

国際社会では、1990年代から「女性に対する暴力」の撤廃に向けた取り組みが本格化し、多くの国で、性犯罪の成否を決定する基本的枠組みが、「暴行又は脅迫の有無」から「同意の有無」へと転換されています。また、性暴力に対する刑罰法規について国際人権基準の中核とされているのは「同意の有無」であり、この見地に基づく勧告が国連人権諸委員会から日本政府に幾度も出されています。

現行刑法には多くの改正課題が指摘されています。国際比較からして、きわめて低い13歳という性交同意年齢を引き上げること、教師や施設関係者など、子どもを保護・指導する立場の者によるわいせつ行為・性交等は犯罪の対象となっていないため、18歳未満の者に対する監護者以外の地位利用規定の創設、性犯罪に関する公訴時効の撤廃・停止なども改正が行われるべきです。

よって、文京区議会は、国会及び政府に対し、被害者の視点、及び国際人権基準に立って性犯罪に関する刑法改正にあたり下記の項目を見直すよう強く求めます。

記

1. 強姦性交等罪等における「暴行又は脅迫」及び「抗拒不能」を犯罪成立の構成要件からはずし、あくまで「同意の有無」を判断基準とすること。
2. 13歳という性交同意年齢を引き上げること。
3. 18歳未満の者に対する監護者以外の地位利用規定を創設すること。
4. 性犯罪に対する酵素事項の撤廃・停止を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
法務大臣
厚生労働大臣 宛て
衆議院議長
参議院議長

日本の性犯罪に関する刑法の再改正を国に求める意見書（案）

2017年、被害者団体や女性団体からの強い働きかけもあり、法定刑の厳罰化など、日本の性犯罪に関する刑法が110年ぶりに大幅改定されました。

しかし、先の改正時に議論が分かれたことにより、改正が実現しなかった「積み残された課題」があり、「必要があれば3年後検討する」という付帯決議がつけられました。そして、まさに2020年、今、法務省の検討会において見直しについての議論がされています。

また、2019年3月に相次いだ性犯罪の無罪判決をきっかけに、フラワーデモと呼ばれる性暴力の根絶、性暴力被害者との連帯を求める活動が行われています。現在、全国47都道府県のどこかで毎月11日にフラワーデモが行われているなど、「#metoo」「#withyou」を合言葉に、共感の輪が広がっています。

先の改正で積み残された課題とは、性交同意年齢の引き上げ、公訴時効の変更、暴行脅迫要件の見直し、地位関係性を利用した性暴力の認定等です。

性交同意年齢については、「13歳以上の未成年者が成人から被害に遭っても、暴行脅迫があったと認められないと有罪にならない。」ことから、子どもを性暴力から守るためにも引き上げが必要です。

公訴時効については、「性暴力に対する精神的なショックのため、被害者は被害を認識するのに時間がかかる」ことや「記憶がよみがえることで、PTSD症状が起き、加害者をすぐに訴えることができない」ことから、強姦罪10年、強制わいせつ罪7年の現行法のままでは時効となってしまう事例があり、撤廃を含めた見直しが必要です。

暴行脅迫要件については、激しく抵抗し続けなければ、暴行脅迫要件が適用されないなど、実際は精神的にも身体的にも抗拒不能であった場合にも、強制性交罪や準強制性交罪に問えない事案があるなど、性被害の実態に合わないため、撤廃を含めた見直しが必要です。

地位関係性については、親子や教師と生徒等、対等な関係性でない二者間で力関係を利用し、性暴力を行っている場合、「所属コミュニティから居場所がなくなるかもしれない」という不安から、被害を訴えることが困難なケースがあることから、地位関係性を利用した場合を性暴力の要件に入れる等の見直しが求められています。

よって、文京区議会は、以上の点を踏まえ、被害者の想いに寄り添い、実態に合わせた刑法の再改正を国に求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

法務大臣

厚生労働大臣 宛て

衆議院議長

参議院議長

核兵器禁止条約を批准するよう国に求める意見書（案）

核兵器を全面禁止する核兵器禁止条約を批准した国・地域が発効に必要な 50 に達し、核兵器禁止条約の発効（2021 年 1 月）が確定しました。しかし、アメリカやロシアなどの核保有国やアメリカの「核の傘」に依存する日本政府も条約への不参加を表明しています。原爆を投下された日本が条約を支持しないことについて、世界に失望が広がっています。

日本は核軍縮の進展に向けて核保有国と非核保有国の「橋渡し役」を担うと表明してきましたが、核兵器禁止条約をめぐる「現実の安全保障を踏まえていない」として、17 年 3 月に始まった交渉会議にも参加していませんでした。被爆国として世界の核軍縮をリードすべき日本は、被爆地である広島や長崎だけでなく、全国に批准を求める声が大きく広がっています。

この核兵器禁止条約締約国会議は非締約国もオブザーバー参加が認められています。よって、文京区議会は、国に核兵器禁止条約を批准すること、また批准前においては核兵器禁止条約締結国会議にオブザーバーとして参加することを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

外務大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

同性カップルについての国勢調査を求める意見書（案）

2020 年秋、5 年に 1 度の国勢調査が実施されました。国勢調査データは、人口、世帯、住宅、就労状況等、人々の生活状況の基礎となる情報で国の基幹統計となる非常に重要な基礎情報です。

しかし、事実婚や内縁関係のカップルも婚姻として回答することができるにもかかわらず、同性同士のカップルについては、「世帯主との続き柄」を「配偶者」ではなく、「他の親族」に分類・集計されることになっています。このことが、当事者団体等から「実態が正確に把握されない」と批判の声が上がっています。

一般社団法人「Marriage For All Japan —結婚の自由をすべての人に」によると、「国勢調査で明らかにされる調査事項はこれまで、次代の変化に応じて変化」してきており、例えば、「昭和 35 年には高学歴化や収入源の多様化を受け、「教育や家計の収入の種類」が、また「昭和 60 年には家族の多様化に伴い、「母子世帯の統計」が、「平成 7 年からは国際化の進展から、「外国人のいる世帯の世帯構成や居住状況」が調査事項に追加されてきているなど、「社会のあり方に呼応しながらこれまで少数とされてきた人々にも焦点を当てて調査」を行っています。

また、「2015 年以降、自治体の同性パートナーシップ証明制度が全国に広がりを見せ、1000 組以上のカップルが、家族と認められたいという思いで、パートナーシップの申請をしている」状況を鑑みると、新たに同性カップルに関する調査を行うことは国民生活の実態を知る上で重要な資料となると考えます。

よって、文京区議会は、次回以降の国勢調査において同性カップルについての調査項目を追加すること、また、国勢調査までの間に同性カップルの実態を把握する調査を行い政策立案の資料とすることを国に求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

年 月 日

文京区議会議長名

総務大臣 宛て